

男女共同参画に関するミニコラムVol.5

～ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の

推進に必要なこと～



執筆 大久保 孝さん

（第9期羽村市男女共同参画推進会議委員、青梅公共職業安定所次長）

《ハローワークとは》

ハローワーク（公共職業安定所）は、国（厚生労働省）が全国544か所に設置している総合的雇用サービス機関であり、ハローワーク青梅もその1つとして西多摩地域を管轄しています。

ハローワークでは、就業を希望するすべての方がその能力を発揮して働けることや産業に必要な労働力需要を満たすことで、地域経済の発展に寄与することを目的として、職業紹介、各種雇用対策、雇用保険業務を一体的に行っています。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に必要なこと一

《意識啓発》

「働き方改革」の推進などを通じ、長時間労働の是正による良質な労働環境の整備をはじめ、非正規雇用労働者の正社員転換や仕事と家庭生活の両立支援の取組みの推進について、労働基準監督署と連携を図りながら各種会議・説明会や求人確保のための事業所訪問などの機会を捉えた意識啓発を行っています。近年、長時間労働に起因する労災認定事案が報道される中、ハローワーク窓口での職業相談の場面で、企業の求人に対しては、勤務場所・賃金などとともに残業時間や休日などについても、応募に際しての判断材料として重要度が増していると感じています。

《多様な働き方への支援》

女性・若者・高齢の方・障害のある方などの多様な働き手の参画、多様な働き方については、個々の事情やニーズなどを十分に踏まえた支援メニューを提供し、マッチングを図ることが必要です。例えばハローワーク青梅では、支援メニューの1つとして、母子家庭の母などの就労支援を目的に「お母さんの就職応援セミナー」を定期的に行い、就職する前の心構え、応募書類作成、面接対策などをグループワーク方式で行っています。こうした取組みを通じて、働く人のワーク・ライフ・バランスの推進に力を入れています。誰もが仕事と生活のバランスを取りながら、安心して働き続けるためにも、今後もさらなる働き方の見直しに向けた地域の気運の醸成とワーク・ライフ・バランスの推進について加速させていくことが必要であると考えています。

羽村市企画政策課企画政策担当

電話：042-555-1111（内線367）

ファクス：042-554-2921

メール：s101000@city.hamura.tokyo.jp